



令和4年3月28日
～美ら島の未来を拓く～
沖縄総合事務局

入札監視委員会の審議概要について

記者発表資料

沖縄総合事務局開発建設部 入札監視委員会(令和3年度第2回)が、
令和3年12月24日(金)に沖縄総合事務局において開催されました。
審議内容は別紙のとおりです。

令和 4年 3月28日

沖縄総合事務局

記者発表

沖縄総合事務局記者クラブ

【問い合わせ先】

沖縄総合事務局開発建設部管理課 契約管理官 立石 剛

契約管理係長 野原 慎太郎

代表 098-866-0031 (内線 2356・2541)

直通 098-866-1981

沖縄総合事務局開発建設部 入札監視委員会(令和3年度第2回) 審議概要

開催日及び場所	令和3年12月24日(金) 沖縄総合事務局 2階 共用会議室DE	
委員	委員長 中村 真也 (琉球大学農学部教授) 委員 井上 むつき (税理士) 委員 田村 ゆかり (弁護士) 委員 中田 幸造 (琉球大学工学部教授) 委員 仲地 健 (沖縄国際大学産業情報学部教授) (委員は50音順:敬称略)	
審議対象期間	令和3年4月1日～令和3年9月30日	
抽出案件件数	総件数 7 件	(備考)
工事	一般競争(政府調達) 1 件 一般競争 3 件 公募型指名競争 0 件 工事希望型競争 0 件 通常指名競争 0 件 隨意契約 0 件	○ 抽出案件についての審議に続いて、入札・契約に関する状況等、対象期間における発注案件、指名停止措置の運用状況、再度入札における工事別一位不動状況及び一者入札推移について定例報告を行った。
建設コンサルタント業務等		
役務の提供等及び物品の製造等		
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
抽出事案	
1 工事	
<p>◆ 那覇第2合同3号館(R3)建築工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「見直し加算点算定調書」の備考欄に2者が「施工体制確認資料提出辞退のため入札無効」と記載されているが、その理由は何か。 ○ 本工事では技術提案を求める評価項目の課題2として施工合理化技術等を「活用した効率的な施工方法についての工夫とその効果」を求めており、施工合理化技術等を考えた結果がコストに反映され入札価格が低くなつたということは考えられるため、技術提案に基づき予定価格を作成するべきではないか。 ○ (総合評価得点結果)に技術提案1と技術提案2があり、配置予定技術者(ヒアリング)評価係数の項目があるが、1者だけ0.75という評価になつてゐるが、どのような評価の仕組み、基準になつてゐるのか。 ○ 本工事では「段階的選抜方式」を実施しているが、一次審査の点数で上位10者に絞ることが行われるということか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査基準価格以下の入札であり、その場合は施工体制調査となり資料提出が必要になる。その資料が提出されなかつたため入札無効となつた。 ・ 本工事は技術提案評価型(S型)であり、技術提案の内容は点数で評価しているが、予定価格は、標準案に基づき作成することになつてゐる。
<p>◆ 令和3年度那覇港(新港ふ頭地区)岸壁(-12m)築造工事(第2次)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本工事の入札調書に記載の調査基準価格では落札業者の落札金額と調査基準価格が全く同一であるが、こういふことはあるのか。 ○ 本工事の見直し加算点調書で1者が「施工体制審査の追加資料提出辞退のため無効」となつてゐるが、追加資料提出を辞退する入札参加者は多いのか。 ○ 入札前の入札参加者から積算内容に関する詳細な質問があることだが、どのような質問内容か。 ○ 本工事の落札者と調査基準価格未満の入札者の価格差が1万円しかないが、こういふケースは多いのか。 ○ 本工事の競争参加資格で「同種性」が認められる工事の施工実績についてはa)岸壁においてケーソン据付(仮置きを除く)を施工した実績、b)港湾施設においてコンクリート舗装を施工した実績の2つを求めてゐるが、配置予定技術者についてはa)岸壁においてケーソン据付(仮置きを除く)の施工実績だけを求めてゐるのはなぜか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価係数の項目については、当局では3名でヒアリングを行つてゐる。「技術提案評価基準及び得点配分」に記載のヒアリング内容・評価の視点を踏まえ評価基準に基づき評価を実施している。 ・ 今回、10者以上応募があつた場合には点数で上位10者に絞る予定であったが、競争参加を申請した業者が9者であったため、全者を選定した。 ・ 入札前に入札参加者から積算内容に関する詳細な質問が提出されており、それについて当局も回答できる範囲で回答している。積算システム等を使用することでかなり精度の高い入札金額が導き出せるということに加えて、今年度から予定価格並びに調査基準価格についても万円単位で設定しており今まで以上に入札価格と調査基準価格が合致しやすくなつてゐる。 ・ 短期間での追加資料の作成・提出を求めており、仮に資料提出した場合でも、提出後に施工体制確認のためのヒアリングが実施されるなど、さらなる負担も生じることから、これまでの事例では資料提出を求められた時点で辞退する者が多い。 ・ 本工事は岸壁築造工事で多数の工種で構成されており、積算基準に基づき予定価格を組み上げていくが、その過程において歩掛の構成や能力計算する上での係数の考え方、使用する船舶・機械の損料の考え方など具体的な内容である。 ・ すべての入札でこういふ事象が起るわけではなく、類似のケースは多くない。 ・ 昨今の建設工事における技術者の不足という社会背景に鑑み、技術者に求める実績は企業の実績より緩和し入札に参加しやすい形をとつた。

意見・質問	回答
<p>◆ 令和3年度管内ダム放流設備等補修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本工事における放流設備操作盤は、更新前のそれも今回の落札者と同一だが、その者しかできないものなのか。また施工内容に「点検歩廊の部分取替」があるが、対象の箇所は更新機器とは別の箇所であり、なぜ本工事に含めているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ダムや河川水門等に関する操作盤は特殊で汎用性がなく、製作可能な者も限定される。今回更新する機器を最初に製作したのは本工事の落札者であり、機器は国土交通省で定めている標準仕様書に準じていていること、また完成図書や製作に必要な資料については要望があれば開示可能であり、専門業者であれば製作は可能と考えている。なお、点検歩廊の部分取替については金額が大きく分離して発注した場合、応札が困難という懸念があり工種区分も同一である機械設備の中で発注を行った。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 本工事の落札業者は配置予定技術者について4名申請しているが、評価の一番低い方が評価対象になることが業者はわかっている中で、敢えて複数の配置技術者を挙げてくる利点は何か。 	<ul style="list-style-type: none"> 複数の配置予定技術者を挙げてくる理由は聴取していないため想定になるが、受注者も様々な工事にエントリーをしている中で、受注者として技術者配置の選択肢を持ちたいという戦略があるのではないかと推測される。
<p>◆ 平良港(漁水地区)物揚場改良工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 1回目の入札が6,000万円で2回目の入札が4,580万と20%以上入札価格を下げて入札されているが、これだけ価格が下がっているのは応札者に他には応札者がいないことが把握できているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 応札者には他者の存在は把握できない。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 1回目の入札と2回目の入札ではどれくらいの時間の間隔があったか。 	<ul style="list-style-type: none"> 半日弱程度である。
<p>2 建設コンサルタント業務等</p> <p>◆ 令和3・4年度南部国道道路許認可審査等(その1)業務</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 本業務は「その1」であるが、それ以外にも「その2」「その3」があり、いずれも4月1日付で同一業者が落札している。また、「その1」「その2」は契約金額も同一である。「その1」「その2」「その3」は、どのように業務を分けているのか。 ○ 入札説明書を入手した者は5者だったとのことであるが、1者応札になった理由はどのようなことが考えられるか。 	<ul style="list-style-type: none"> 本件業務の業務内容である道路許認可審査件数が事務所全体で600件を想定しており、そのうち150件が出張所が担当して処理する内容であり、それが「その3」業務である。それ以外の450件は事務所で処理するものであり、それを225件ずつ分割して発注したため、契約金額も同一になったと思われる。
<p>◆ 那覇港水質監視調査業務</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 本業務は落札率が40%弱であるが、その理由はどういう事があると考えるか。また1者が最終的に入札に不参加となっているがその理由は聞いているか。 ○ 本業務は金額のみで落札者が決定しているが、技術評価審査表で参加表明者の経験及び能力や予定管理技術者の経験及び能力を評価しているが、この内容を入札にどのように反映しているのか。 ○ 本業務の「参加資格確認審査表」においては、1つでも有していない項目があった場合には参加資格がないと判定されるのか。また「参加表明者の経験及び能力」の項目中、「同種又は類似業務実績の有無」を求めているが、これは応札の門戸を狭めることにはならないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 本件業務は海域での濁りを計測するという比較的単純な業務であり、調査を行う船舶等が手配できれば業務履行が可能であるため低い価格で応札されたものと推測される。なお、入札に不参加となった理由については聴取していないが、本業務に対する技術者等の確保が困難だったのではないかと推測される。 本業務は簡易公募型に準じた価格競争入札方式であり、技術評価審査表で業務の実施体制の確認を行っているが、それに対して評価を行うことはしていない。 「参加資格確認審査表」では1つでも有していない項目があった場合は参加資格がないと判定される。また、計測結果については海上工事の実施にあたり周辺の漁業者に対し濁りを出さないとの約束があり、本件業務の遂行にあたり業務内容を担保する観点から同種又は類似業務実績を求めている。

意見・質問	回答
3 役務の提供等及び物品の製造等 <p>◆ 首里城正殿構造材(大径材)購入</p> <p>○ 本購入は落札率が約53%であるが、この落札価格で品質は担保できるのか。</p> <p>○ 本購入の一般競争参加資格の確認結果では4者が「木材調達の実績が確認できなかった」とされているが、参加する際には要件を充たすと考えて参加したと思われるが、それでも欠格となったのは要件が厳しいためか。</p> <p>○ 「競争参加資格の設定等」で木材の「納入実績」と木材の「調達の実績」とあるが、どう違うのか。</p>	<p>・「物品の購入」については調査基準価格の設定がない。予定価格の算定については、当局において過去に木材のみを調達した事例がないため、全国の寺社仏閣等へ納入実績のある者や沖縄県内で木材を調達し建物を建築した工事業者から参考見積を徴収してその平均を算出し予定価格を設定したものである。落札業者も参考見積を徴収した者の1者であるが、最も低い価格で参考見積を提出しており、ほぼ同価格で応札している。なお、落札業者は多くの寺社仏閣に対して木材の納入実績があり、また国内最大級の木材の自社倉庫を有しており、かつ自社林も保有していることなども含めてこの価格で納入が可能と考えたと思われる。品質の確保については、発注者として、木材の専門家の立会の元で監督・検査を実施し厳格な品質確保を求ることとしている。</p> <p>・本購入では品質を確保するため一定の納入実績を要件としたが、欠格となった4者については納入実績を確認するために当局へ提出した契約書や納品書では、当局が提示した数量・規格等の納入実績が確認できなかったため欠格とした。</p> <p>・木材業者を対象とした「木材納入実績」、建築業者を対象とした建築工事の際の「木材調達の実績」を対象として加えることで、幅広く参加できるよう要件を設定した。</p>
定例報告	
1 入札・契約に関する状況等	
2 対象期間における発注案件について	
3 指名停止措置の運用状況	
4 再度入札における工事別一位不動状況	
5 一者入札推移	